最終更新日：2017年6月21日
株式会社エコス
平　邦雄
問合せ先：総務部　TEL：042-546-3711
証券コード：7520

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお客様をはじめとする全てのステークホルダーから高い評価と信頼を得られる企業グループであり続けるため、コーポレートガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと考えております。
変化を常態とする企業環境に迅速に対応できる経営組織を構築し、迅速な意思決定と適正な業務執行、グループを含む内部統制の推進、経営情報の適時開示などの体制を整備・運用することにより、経営の効率性、健全性および透明性を高め、企業価値の増大に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則　1－2－4　株主総会における権利行使】
英訳については当社の株主構成では外国人比率が低く、現状では考えておりません。外国人比率が今後上昇するなどの状況であれば検討いたします。議決権電子行使の環境づくりも市場での定着状況を見据えながら検討して参ります。

【補充原則　1－2－5　株主総会における権利行使】
当社は、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主を、議決権行使が可能な株主としており、信託銀行等に代わって自ら議決権を行使することを認めておりません。しかし、今後は、必要とあれば信託銀行等と協議をし、検討して参ります。

【原則　3－1　情報開示の充実】
（3）取締役の報酬については決定する方針を定めておりません。株主総会で定めた報酬額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢を考慮し取締役会で決議をしております。
（4）取締役、監査役の候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、特に社内規程の定めはありません。しかし、業績、社会的な経済状態、環境、社内組織の変化など総合的に判断して会社の企業価値を高めるのに十分な能力を持つ者に対して指名を行っています。
（5）候補者については「株主総会招集ご通知」にて選任理由を開示していますが、取締役・監査役の選任・指名については、専門分野での実績を評価して選任しており、「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴のみを開示しています。今後の検討課題といたします。

【補充原則　3－1－2　情報開示の充実】
当社では、現在、英語での情報開示・提供を実施しておりません。今後も、株主構成に占める外国人投資家の比率を注視しながら、開示・提供の検討をいたします。

【補充原則　4－2－1　取締役会の役割・責務】
経営陣の報酬については、オプション型の新株予約権を付与することで、業績向上に対してのインセンティブを持たせていますが、中長期的な業績と連動する報酬制度や現金報酬と自社株報酬との割合の基準設定については、今後の検討課題と致します。

【補充原則　4－10－1　任意の仕組みの活用】
当社では指名・報酬などの事項を審議する任意の諮問委員会は設置しおりません。取締役会候補者、監査役候補者の提案については、取締役会で選任基準や候補者の経歴、有する知見等について丁寧に説明が行われた上で独立社外取締役、社外監査役も交えて慎重に審議しております。このような体制により、指名・報酬などに係る取締役の機能の独立性・客観性が確保していると考えます。

【補充原則　4－11－3　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役会全体の実効性につきまして分析・評価は行っていませんが、今後検討して参ります。また、その内容に関する開示についても、今後検討課題といたします。

【補充原則　4－14－2　取締役・監査役のトレーニング】
取締役及び監査役に対し、就任時及び就任以降も継続的に経営を監督する上で必要な事業活動に関する情報や知識を提供するなど求められる役割を果たすために必要な機会を提供しています。また、取締役、監査役の責任と義務、法的リスク等の知識の習得の自己啓発を推奨して参ります。取締役・監査役に対するトレーニング機会の開示については、今後、検討課題といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則　1－4　いわゆる政策保有株式】
投資目的以外で保有する株式は、基本的には投資対象会社との取引の開始に当たり、関係の維持・強化および当該企業情報の入手を目的として保有しています。その投資金額には定められた基準はなく、想定される取引額に応じて決定しています。なお、議決権の行使については当社の保有方針として、発行会社の資産価値の向上につながることを前提に行っています。

【原則　1－7　関連当事者間の取引】
関連当事者間の取引については、取締役会で事前に承認決議を行った上で開示を行っています。なお、取締役会において当該取締役が特別利害関係人に該当する場合には、当該取締役を定足数から除いています。

【原則　3－1　情報開示の充実】
（1）社是、社訓などの経営理念、倫理要綱などのあるべき姿を当社ホームページで示すほか、決算報告書、有価証券報告書等でその方針を開

示しています。
(2) コーポレートガバナンスの基本的な考え方はコーポレートガバナンス報告書1－1にて、基本方針は、同4－1に記載の通りであります。
(3) ～ (5) コーポレートガバナンス･コードの各原則を実施しない理由に記載の通りであります。

【補充原則 4－1－1 取締役会の役割･責務】
当社は社内規程に定めた決済基準に基づき、取締役会、経営会議、代表取締役、管掌取締役等、決定機関および意思決定者に対し、その権限を明確に定めています。

【原則 4－8 独立社外取締役の有効活用】
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役を2名選任しております。

【原則 4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準に従い、当社にとって適切な助言、監督が出来る独立性の高い社外取締役を選任しています。

【補充原則 4－11－1 取締役会･監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役の候補の指名を行うに当たっての方針･手続きについては、特に社内規程の定めはありませんが、その段階での企業業績、社会的な経済状況、環境、社内組織の変化など総合的に判断して、それぞれの立場において会社の企業価値を高めるに十分な能力を持つ者に対して指名を行っています。

【補充原則 4－11－2 取締役会･監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の社外取締役、社外監査役に係る重要な兼務状況につきましては、有価証券報告書、株主総会招集ご通知に毎年記載をしております。

【補充原則 4－11－3】
上記、コーポレートガバナンス･コードの各原則を実施しない理由に記載の通りであります。

【補充原則 4－14－3】
上記、コーポレートガバナンス･コードの各原則を実施しない理由に記載の通りであります。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、総務部内にIR担当を置き、広報･財務担当部署と連携して情報発信に取り組み、ホームページの作成も経営陣の考えを反映した内容としています。株主との建設的な対話に積極的に取り組むべく、法務担当が株主、投資家からの問い合わせやご意見についてホームページから常時受け付ける体制をとっています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社琢磨	2,007,599	17.83
株式会社エコス	1,156,931	10.28
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社 (信託口)	632,900	5.62
株式会社ママダ	295,260	2.62
平 邦雄	242,100	2.15
エコス従業員持株会	166,849	1.48
株式会社りそな銀行	133,000	1.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	128,900	1.14
平 富郎	123,475	1.09
平 典子	105,200	0.93

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月

業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

企業価値の最大化による株主価値の向上のため、迅速な経営の意思決定を図るとともに、チェック機能の強化により法令の遵守と透明性の高い経営を実現していくことが当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営会議による迅速な経営の意思決定と、独立性、専門性の高い取締役会及び独立性、専門性の高い社外監査役を含む監査役会並びに会計監査人及び内部監査部門との連携強化によるチェック機能の強化により法令の遵守と透明性の高い経営を実現することができるとの判断に基づき、現状の体制を採用しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野原　信広	他の会社の出身者											
藤田　昇三	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野原　信広	○	―――	野原信広氏は企業経営者として豊富な知識と様々な分野における高い見識を有しており、その知識等を客観的な立場から経営全般に助言、監督を行っていただくため、社外取締役として就任をいただいております。 なお、野原信広氏と当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはない、と考えております。

藤田　昇三	○	―――	藤田昇三氏は検事を勤められ、検察庁の要職を歴任後、弁護士を勤められておられ、その知識等を客観的な立場から経営全般に助言、監督を行っていただくため、社外取締役として就任をいただいております。 なお、藤田昇三氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、取締役の職務執行全般の監査を実施しており、監査の方法と結果を会計監査人である明治アーク監査法人に報告している。
また、会計監査人からも会計監査の方法と結果を監査役会に報告している。

監査役は適宜、内部監査室担当者 3名と監査内容の確認・報告等の情報交換を実施しており、監査機能を発揮している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木茂生	弁護士													
雨宮真歩	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

鈴木茂生	○	―――	上場管理等に関するガイドラインに抵触せず、一般株主と利害相反の生じるおそれがないため。また、弁護士としての専門的見地から、コンプライアンス体制の構築・維持に関する事項、また審議事項に関する質問・意見等の発言を取締役会等で行っていただくため。
雨宮真歩	○	―――	同上

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役　野原信広、藤田昇三　及び社外監査役　鈴木茂生、雨宮真歩を独立役員として届けている。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社および当社グループの中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値のより一層の増大に資することを目的として、新株予約権方式にてストックオプション制度を導入している。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社および当社グループの中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めるため、社内取締役に対しストックオプションを付与している。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告には、定時株主総会において決議された報酬限度額内での報酬および役員賞与、ならびに同株主総会での個別決議による退職慰労金について、支給人員および支給額を記載しております。また、有価証券報告書には、取締役報酬の合計額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】 更新

社外取締役 (社外監査役) のサポートについては、常勤役員及び常勤監査役がこれを行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は原則月 1回開催し、経営の基本方針および法令、定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項について決定し、業務執行の監督を行っております。
監査役会は、専門的ならびに客観的かつ公正な立場で、取締役の職務執行についての監査を実施し、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べます。
経営会議は、業務執行全般に関する事項および重要事項の協議を行っており、当社の常勤取締役、常勤監査役、代表取締役が指名する当社の部・室長および連結子会社社長が出席しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記の通り。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を16日前に発送し、WEBでの開示をその1日前に実施している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	適時開示規則に基づいた開示資料をはじめ、月次業績速報、決算説明会の要旨、有価証券報告書、年次報告書等の資料を提供している。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部にIR担当者を設置している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理綱領に、お客様･株主様･お取引先様･従業員･地域社会とともに行動するためのあり方を 記載している。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループの一部店舗より排出された食物残渣を堆肥化し、契約農家に肥料として提供、そ の農作物を当社グループ店舗で販売、また、同じく食物残渣を液体飼料化して飼育した豚肉を 当社店舗で販売するなど食品リサイクル活動を実施している。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法第 362条第 4項第 6号および会社法施行規則第 100条に基づき、「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、2006年5月25日に開催した当社取締役会において基本方針を定めました。
2008年4月 21日開催の当社取締役会において、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）に基づき、反社会的勢力との関係遮断、不当要求の排除、取締役・従業員等の毅然対応を旨とする基本方針を決議し、内部統制基本方針に盛り込みました。また、2015年5月1日に施行された改正会社法にあわせて2015年5月28日開催の取締役会において改定を決議しました。
変更後の内部統制基本方針は、以下の通りです。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り、当社及び子会社からなる企業集団（以下、当社グループ」という。）の内部統制システム構築の基本方針を決定する。

1．当社グループ各社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
（1）当社の社是（「正しい商売」）・社訓に加え、広く法令及び定款の遵守を当社グループ各社の取締役・従業員等の行動規範とし、コンプライアンス体制の構築と整備を徹底する。
（2）その徹底のため、総務部はコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、人事部と連携をとりつつ取締役・従業員等の教育等を行う。
（3）監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制を監査し、定期的に取締役会に報告する。
（4）法令及び定款上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段として内部通報制度規程を設け、ホットラインを設置・運営する。
（5）反社会的勢力及び団体との関係を常に遮断し、不当な要求に応じぬよう当社グループの取締役・従業員等は毅然とした姿勢で事に当り、被害の防止とステークホルダーの信頼を損わぬよう行動する。

2．当社グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）文書管理規程に従い、取締役の職務執行にかかる情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。
（2）取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
（3）文書管理規程は、必要に応じ見直し・改善をはかる。

3．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）想定される各種リスクについて、各担当部門が関連規程に基づきガイドラインや手続書を制定し、必要に応じ研修等を実施しつつ、リスク管理体制を確立する。組織横断的リスクの全社的対応は総務部が行う。
（2）監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、定期的に取締役会に報告する。
（3）当社及び当社グループ各社の取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し問題点の改善に努める。
（4）新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め、対応する。

4．当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社及び当社グループ各社の取締役会は、当社グループ各社の取締役・従業員等が共有する全社的目標として毎期初に各部門毎に売上、利益、費用（経費・コスト）に関する数値目標を設定し、管理会計手法による月次目標の達成度を見直し、結果を還元することにより、業務の効率性を確保するシステムを採用する。
（2）当社は、子会社に対し、当社の職務分掌、指揮命令系統及び意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
（1）当社及び連結子会社は、企業集団の業務の適正性を確保するため、担当取締役による部門別グループ担当者会議を開催し、子会社の執行状況を確認する体制をとる。
（2）連結子会社の社長は、当社の月次開催の経営会議及び取締役会に出席し、自社の営業実績、営業施策の状況ならびに財務状況を報告する。
（3）当社経営企画部を中心に企業集団の横断的な結束を図り、経営戦略の共有と具体的展開を図るものとする。

6．監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
（1）監査役は、内部監査室所属の従業員及び監査役が指名した従業員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。
（2）監査役より監査業務に必要な指示を受けた従業員は、その指示に関して取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、それにより当該従業員が不利益をこうむることはないものとする。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1）取締役及び使用人は、監査役（監査役会）に対して、法定の事項に加え、当社及び企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度に基づくホットラインによる通報状況とその内容をすみやかに報告する体制を整備する。
（2）報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役の半数は独立社外監査役とし、対外透明性を確保する。
（2）監査の実効性を担保するため、監査役会と代表取締役会長、代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
（3）監査役会は、内部監査室、会計監査人と緊密な連係を図り、監査の実効性を確保する。
（4）監査役が職務執行について生じる費用の支払を求めた場合は、速やかに当該費用の支払を行う。

参考資料「組織図」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

2008年4月 21日開催の当社取締役会において、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）に基づき、反社会的勢力との関係遮断、不当要求の排除、取締役・従業員等の毅然対応を旨とする基本方針を決議し、内部統制基本方針に盛り込みました。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

同業他社および他の上場会社の動向を注視しながら検討していく予定です。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
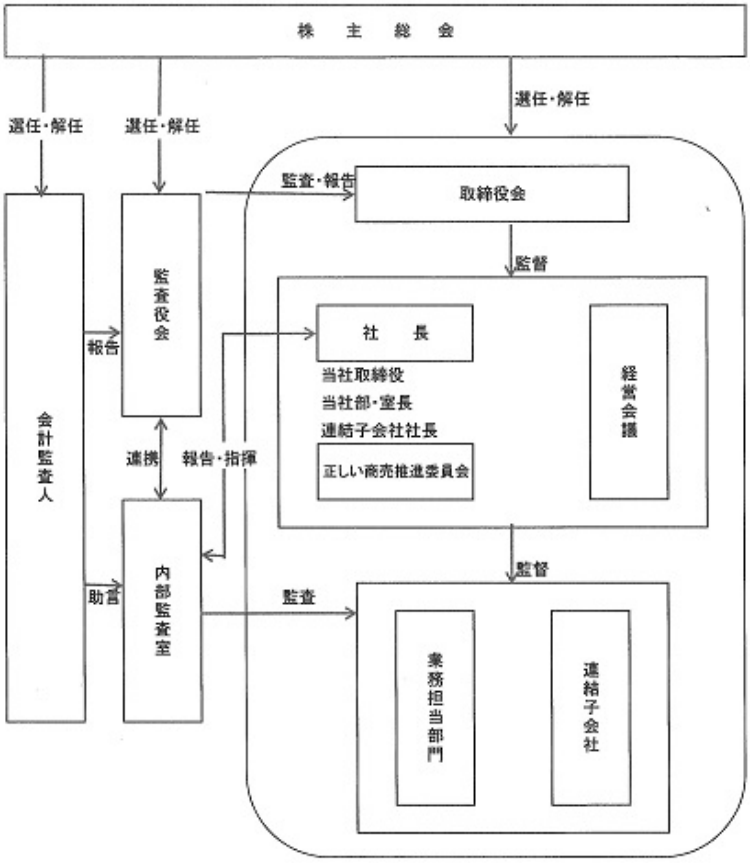
―――